

■ 都市機能誘導区域ごとの誘導施設一覧

都市機能			定義・法的位置付け	都市機能誘導区域																									
				沼津駅及び沼津港周辺	大岡駅周辺	北西部地区																							
① 広域からの利用が見込まれる機能	商業	百貨店、ショッピングモール等	店舗等の床面積が 10,000 m <sup>2</sup> 超	○	○	○																							
	娯楽	映画館、劇場、アリーナ、コンサートホール等	興行場法第 1 条第 1 項	○	○	○																							
	教育・文化	大学、図書館、博物館、美術館、水族館、体育館、教育センター、文化センター等	学校教育法第 1 条（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校を除く）・第 124 条・第 134 条第 1 項、図書館法第 2 条第 1 項、博物館法第 2 条第 1 項・第 29 条、沼津市民体育館条例、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 30 条、沼津市民文化センター条例	○	○	○																							
	業務・交流	コンベンションセンター、展示場、研修施設等	会議・研修・展示会・見本市・イベント等により、多くの集客交流が見込まれる施設	○	○	○																							
	市場	魚市場 野菜・花き市場等	卸売市場法第 2 条	○	○	○																							
	健康・医療	病院、保健センター	医療法第 1 条の 5 第 1 項、沼津市保健センター条例	○	○	○																							
	行政	市役所	地方自治法第 4 条第 1 項	○																									
② 生活利便機能	<p>「医療」、「福祉」、「子育て」、「商業」、「金融」、「文化・交流」（それぞれの定義については、以下の表を参照）、「居住」機能のうち、いずれか 2 つ以上を含み、かつ、これらの機能の用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 m<sup>2</sup>を超えるもの                      （市街地再開発事業等の建築物を整備する都市計画事業により複数棟を整備する場合は、一体的な施設として捉える）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>都市機能</th> <th>定義・法的位置付け</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">医療</td> <td>診療所</td> <td>医療法第 1 条の 5 第 2 項</td> </tr> <tr> <td>調剤薬局</td> <td>医療法第 1 条の 2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">福祉</td> <td>地域包括支援センター、高齢者福祉施設、障害者支援施設等</td> <td>社会福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、生活保護法、高齢者の医療の確保に関する法律、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律、介護保険法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、母子保健法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める施設又は事業の用に供する施設</td> </tr> <tr> <td>子育て支援センター</td> <td>子ども・子育て支援法第 59 条第 9 号</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">子育て</td> <td>保育所・幼稚園等</td> <td>児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項・同条第 10 項・同条第 12 項・第 39 条第 1 項・第 59 条の 2 第 1 項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 2 項・同条第 6 項</td> </tr> <tr> <td>スーパー・ドラッグストア・コンビニ、商店街内店舗等</td> <td>店舗等の床面積が 10,000 m<sup>2</sup>以下</td> </tr> <tr> <td>金融</td> <td>銀行・信用金庫・郵便局等</td> <td>銀行法第 2 条第 1 項、信用金庫法、日本郵便株式会社法第 2 条第 4 項、労働金庫法、農業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律</td> </tr> <tr> <td>文化・交流</td> <td>集会所、地区センター等</td> <td>社会教育事業や文化活動を通じ、地域や多世代交流に資する施設</td> </tr> </tbody> </table>			都市機能	定義・法的位置付け	医療	診療所	医療法第 1 条の 5 第 2 項	調剤薬局	医療法第 1 条の 2	福祉	地域包括支援センター、高齢者福祉施設、障害者支援施設等	社会福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、生活保護法、高齢者の医療の確保に関する法律、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律、介護保険法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、母子保健法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める施設又は事業の用に供する施設	子育て支援センター	子ども・子育て支援法第 59 条第 9 号	子育て	保育所・幼稚園等	児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項・同条第 10 項・同条第 12 項・第 39 条第 1 項・第 59 条の 2 第 1 項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 2 項・同条第 6 項	スーパー・ドラッグストア・コンビニ、商店街内店舗等	店舗等の床面積が 10,000 m <sup>2</sup> 以下	金融	銀行・信用金庫・郵便局等	銀行法第 2 条第 1 項、信用金庫法、日本郵便株式会社法第 2 条第 4 項、労働金庫法、農業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律	文化・交流	集会所、地区センター等	社会教育事業や文化活動を通じ、地域や多世代交流に資する施設	○	△	△
	都市機能	定義・法的位置付け																											
	医療	診療所	医療法第 1 条の 5 第 2 項																										
		調剤薬局	医療法第 1 条の 2																										
	福祉	地域包括支援センター、高齢者福祉施設、障害者支援施設等	社会福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、生活保護法、高齢者の医療の確保に関する法律、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律、介護保険法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、母子保健法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める施設又は事業の用に供する施設																										
		子育て支援センター	子ども・子育て支援法第 59 条第 9 号																										
	子育て	保育所・幼稚園等	児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項・同条第 10 項・同条第 12 項・第 39 条第 1 項・第 59 条の 2 第 1 項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 2 項・同条第 6 項																										
		スーパー・ドラッグストア・コンビニ、商店街内店舗等	店舗等の床面積が 10,000 m <sup>2</sup> 以下																										
	金融	銀行・信用金庫・郵便局等	銀行法第 2 条第 1 項、信用金庫法、日本郵便株式会社法第 2 条第 4 項、労働金庫法、農業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律																										
文化・交流	集会所、地区センター等	社会教育事業や文化活動を通じ、地域や多世代交流に資する施設																											

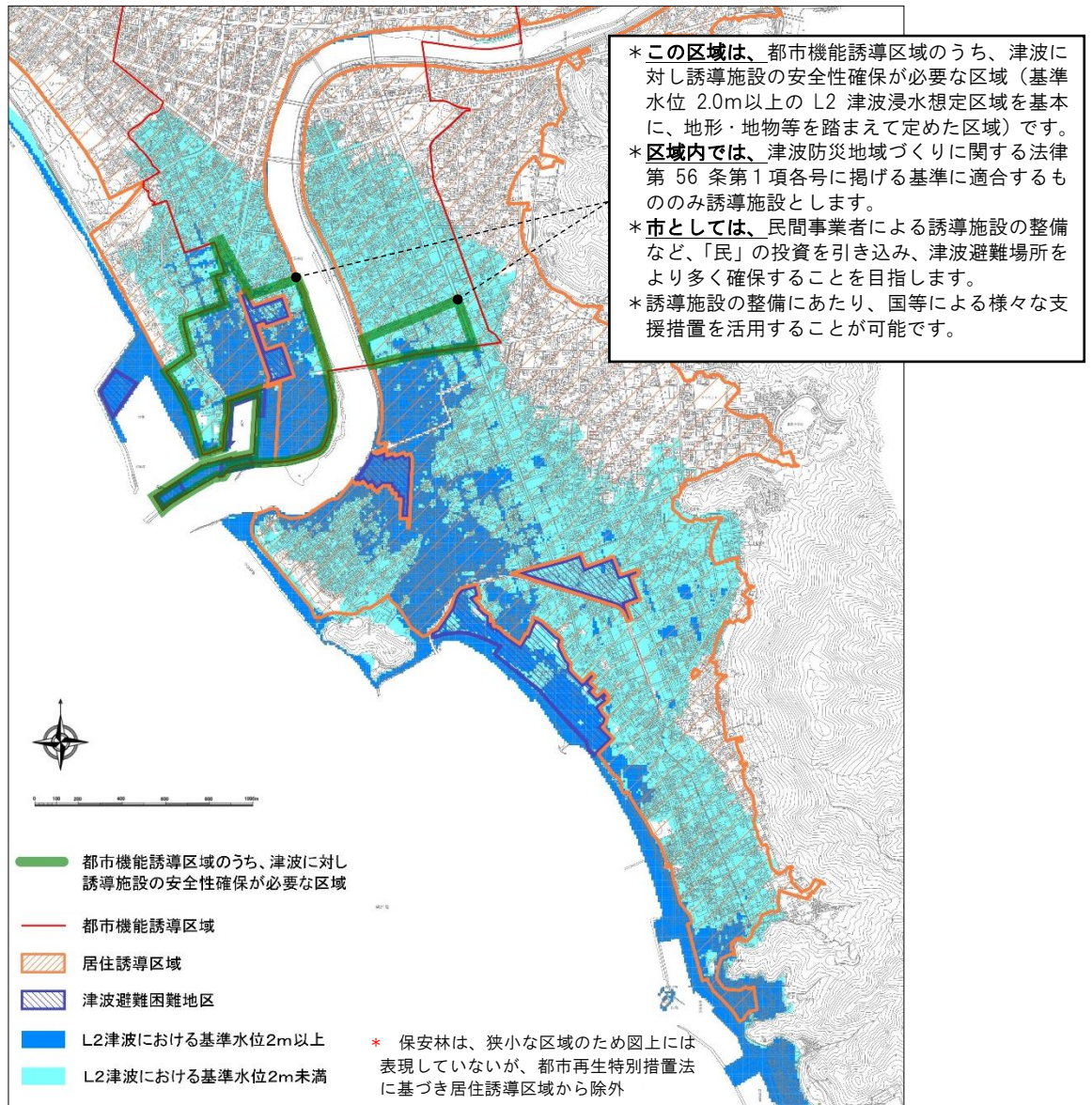
○：誘導施設とします。

△：大岡駅周辺・北西部地区の都市機能誘導区域の上記生活利便機能における各施設は、法定の誘導施設として誘導を図るものではなく、都市的居住圏等の利便性を支える施設として維持を図るものと位置付けます。このことを踏まえ、大岡駅周辺・北西部地区の都市機能誘導区域から当該施設が転出する際に、市独自の届出制度運用を検討します。

※1：都市計画法第 8 条第 1 項第 9 号に規定する臨港地区については、市場のみ誘導施設とします。

※2：基準水位 2.0m 以上の津波浸水想定区域を基本に、地形・地物等を踏まえて定める区域（次ページ参照）においては、津波防災地域づくりに関する法律第 56 条第 1 項各号に掲げる基準に適合するもののみ誘導施設とします。

## ■ 津波に対し誘導施設の安全性確保が必要な、基準水位 2.0m以上の L2 津波浸水想定区域



## ■ 津波に対する誘導施設の安全性確保基準

### 津波防災地域づくりに関する法律

第五十六条 市町村長は、警戒区域において津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、警戒区域内に存する施設（当該市町村が管理する施設を除く。）であって次に掲げる基準に適合するものを指定避難施設として指定することができる。

- 一 当該施設が津波に対して安全な構造のものとして国土交通省令で定める技術的基準\*に適合するものであること。
- 二 基準水位以上の高さに避難上有効な屋上その他の場所が配置され、かつ、当該場所までの避難上有効な階段その他の経路があること。
- 三 津波の発生時において当該施設が住民等に開放されることその他当該施設の管理方法が内閣府令・国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

\* 「津波浸水想定を設定する際に想定した津波に対して安全な構造方法等を定める件（平成 23 年 12 月 27 日 国土交通省告示 1318 号）」で定められた基準。津波波力・浮力を考慮した構造とするとともに、転倒・滑動等に対しても安全な構造を示したものを。